

最低制限価格及び低入札調査基準価格等の見直しについて

令和 7 年 4 月 1 日

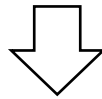
総合政策課財務係

令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事に係る競争入札において設定する最低制限価格及び低入札調査基準価格等について、次の通り見直しを行いましたので、お知らせします。

●最低制限価格及び低入札調査基準価格の改正

改正前

区分	範囲
建設工事	①直接工事費の額（ただし、建築工事及び設備工事はこれに 10 分の 9.5 を乗じて得た額）に 10 分の 9.5 を乗じて得た額 ②共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 ③現場管理費相当額に 10 分の 8 を乗じて得た額 ④一般管理費の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額



改正後

区分	範囲
建設工事	①直接工事費の額（ただし、建築工事及び設備工事はこれに 10 分の 9 を乗じて得た額）に 10 分の 9.7 を乗じて得た額 ②共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 ③現場管理費の額（ただし、建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に 10 分の 1 を乗じて得た額を加えた額）に 10 分の 9 を乗じて得た額 ④一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

【最低制限価格及び低入札調査基準価格の算出方法】

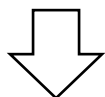
- (1) 上表の①～④の額（円未満切り捨て）の合計額を算出する。
- (2) ただし、(1) の合計額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合は 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合は、10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。
- (3) (1) 又は (2) の条件で算出した額の 1 万円未満の端数を切り捨てた額に 100 分の 110 を乗じて得た額が、消費税を含む最低制限価格又は低入札調査基準価格となる。

●低入札価格調査における数値的判断基準の改正

(1) 費目別判断基準

改正前

区分	範囲
①直接工事費	予定価格の算定の基礎となった直接工事費(建築工事及び設備工事にあっては10分の9.5を乗じて得た額)に10分の7.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上
②共通仮設費	予定価格の算定の基礎となった共通仮設費に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上
③現場管理費相当額	予定価格の算定の基礎となった現場管理費相当額に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上
④一般管理費	予定価格の算定の基礎となった一般管理費に10分の3を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上



改正後

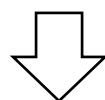
区分	範囲
①直接工事費	(建築工事及び設備工事は直接工事費に10分の9を乗じて得た額が、) 予定価格の算定の基礎となった直接工事費(建築工事及び設備工事にあっては10分の9を乗じて得た額)に10分の7.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上
②共通仮設費	予定価格の算定の基礎となった共通仮設費に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上
③現場管理費	(建築工事及び設備工事は現場管理費に直接工事費に10分の1を乗じて得た額を加えた額) が、予定価格の算定の基礎となった現場管理費の額(ただし、建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額を加えた額) に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上
④一般管理費等	予定価格の算定の基礎となった一般管理費等に10分の3を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上

(2) 総額判断基準

改正前

【A～Dの合計】－【工事価格の3%】（1万円未満端数切捨）

区分	範囲
①直接工事費	予定価格の算定の基礎となった直接工事費の額(建築工事及び設備工事にあつては10分の9.5を乗じて得た額)に10分の9.5を乗じて得た額（A）
②共通仮設費	予定価格の算定の基礎となった共通仮設費に10分の9を乗じて得た額（B）
③現場管理費相当額	予定価格の算定の基礎となった現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額（C）
④一般管理費	予定価格の算定の基礎となった一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額（D）



改正後

【A～Dの合計】－【工事価格の3%】（1万円未満端数切捨）

区分	範囲
①直接工事費	予定価格の算定の基礎となった直接工事費の額(建築工事及び設備工事にあつては10分の9を乗じて得た額)に10分の9.7を乗じて得た額（A）
②共通仮設費	予定価格の算定の基礎となった共通仮設費に10分の9を乗じて得た額（B）
③現場管理費	予定価格の算定の基礎となった現場管理費の額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額を加えた額）に10分の9を乗じて得た額（C）
④一般管理費等	予定価格の算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額（D）

<問い合わせ先>

益子町 総務部 総合政策課 財務係

TEL 0285-72-8829

MAIL seisaku@town.mashiko.lg.jp